

平成 1 5 年度税制改正に関する要望

平成 1 4 年 9 月

全 国 銀 行 協 会

目 次

1 . 金融・産業の同時再生の推進

- (1) 欠損金の繰越控除・繰戻還付制度の見直し（繰越期間の延長等）
- (2) 産業活力再生特別措置法に基づく税制上の特例措置の延長・拡充
- (3) 企業再生に係る登録免許税等の軽減
- (4) 不良債権処理に係る税務上の取扱いの見直し

2 . 金融・資本市場および産業の活性化

株式投資促進等を通じた金融・資本市場の活性化

- (1) 株式税制等の更なる見直し（株式等譲渡益課税の軽減等）
- (2) 証券決済システム改革法施行に伴う公社債利子等に係る課税の見直し
- (3) 確定拠出年金税制の見直し

不動産等投資促進を通じた産業の活性化

- (4) 土地税制の見直し
- (5) 不動産等の資産流動化関連税制措置の拡充
- (6) 住宅投資の促進に資する税制措置の拡充
- (7) 研究開発・設備投資の促進に資する税制措置の拡充

3 . 適切な経営環境の確保

- (1) 金融機関の組織再編に係る税制の見直し
- (2) 連結納税制度の見直し
- (3) 外国税額控除制度の拡充
- (4) 地方税法の見直し（外形標準課税を導入しないこと、地方税法第72条の19の廃止）

4 . 金融商品・取引に対する課税の適正化

- (1) 登録免許税の定額税率化等軽減・簡素化
- (2) 印紙税の軽減・簡素化
- (3) 各種金融資産間の課税の実質的権衡の確保
- (4) 東京オフショア市場における源泉所得税免除措置の恒久化

1. 金融・産業の同時再生の推進

わが国経済は長期に亘って低迷を続けており、デフレからの脱却や経済活性化への取組みが喫緊の課題となっている。

こうした環境下、各金融機関は不良債権問題の解決を最重要の経営課題として取り組んでいるところであるが、デフレの進行や景気の低迷が新たな不良債権を生み出すといった面もあり、金融システムに対する信頼性の回復が阻まれている。こうした状況を打破するためには、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成13年6月26日閣議決定)においても『産業の再生なくして不良債権の最終的解決なし』とされているように、金融機関としては、不良債権処理を積極的に進める一方で、不振に陥っている産業の再生も同時に推進することが不可欠である。

わが国経済を再活性化し、早期回復への道筋を確たるものとするために、金融・産業の同時再生に資する税制上の措置について、抜本的な見直しを図ることが必要である。

(1) 欠損金の繰越控除・繰戻還付制度を見直すこと。具体的には、欠損金の繰越期間を少なくとも10年に延長すること。繰戻還付制度の凍結措置を解除し、繰戻期間を少なくとも2年に延長すること。

法人税における欠損金の繰越控除・繰戻還付制度は、事業年度ごとの課税負担を平準化し、経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度であり、企業再生および不良債権処理を促進するためにも不可欠である。

しかしながら、現行制度では繰越控除は5年、繰戻還付は1年に限定されており、しかも繰戻還付は平成4年度以降凍結されているなど、十分な期間が確保されているとは言いがたい。また、諸外国との比較においても、例えば、アメリカでは20年間の繰越と2年間の繰戻が認められているなど、わが国の制度は国際的にみて明らかに不利な取扱いとなっている。

現行税制の原点ともいえる昭和24年9月のシャウプ勧告では、法人の欠損額は所得で相殺されるまで繰越を継続するものとされており、また繰戻還付の効果についても高く評価し、2年間の繰戻が勧告されている。経済の長期低迷が続く今こそ、これらの原則を再認識すべきである。

このため、繰越控除制度については、帳簿の保存等との整合性にも配慮しつつ、繰越期間を大幅に延長し、少なくとも10年とするほか、繰戻還付制度についても、凍結措置を早急に解除し、繰戻期間を少なくとも2年に延長することを要望する。

(2) 産業活力再生特別措置法に基づく税制上の特例措置について、同法の改正にあわせて、適用期限の延長とともに、拡充すること。具体的には、
事業再構築計画等の期間中に生じる欠損金のすべてについて、10年を超える期間で繰越控除を、2年を超える期間で繰戻還付を、それぞれ認めること。
事業再構築計画等に基づき行われる会社の設立・増資登記、不動産の所有権の移転登記および合併等に伴う（根）抵当権の移転登記に係る登録免許税を非課税とすること。
事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却制度を拡充すること。
事業再構築計画等の認定を受けた事業者から営業譲渡を受けた者が、当該譲渡に係る事業用不動産等を取得した場合の不動産取得税および登録免許税を非課税とすること。
事業再構築計画等の認定を受けた事業者に対して債務免除が行われた場合、当該債務免除益に係る課税について特例措置を講ずること。
事業再構築計画等の認定を受けた事業者において資産再評価が行われた場合、当該再評価に係る評価損の損金算入を認めること。
株券を発行する場合に係る印紙税を非課税とすること。

産業活力再生特別措置法は、わが国産業の活力の再生を速やかに実現することを目的として、商法および税制等の特例措置を盛り込んで、平成11年10月に施行された。同法に基づいてこれまでに百数十件の事業再構築の認定が行われており、同法は、わが国企業の「選択と集中」を幅広く促進している。特に、同法に基づく各種の特例措置のうち、税制上の特例措置は最も利用されており、事業再構築に取り組む企業を大いに支援している。

産業活力再生特別措置法については、現在、その適用期限（平成15年3月末）の延長とともに、内容の拡充が検討されている。かかる検討に際しては、同法の適用期限の延長に合わせて現行の税制上の特例措置の適用期限も延長するとともに、同法の有効性を更に拡充する観点から、現行の欠損金に係る特例について、対象となる欠損金を事業再構築計画等の期間中に生じる欠損金のすべてに拡大したうえで、10年超の繰越控除、2年超の繰戻還付を認めることや、事業再構築計画等に基づき行われる会社の設立登記、不動産の所有権の移転登記および合併等に伴う（根）抵当権の移転登記に係る登録免許税を非課税とすること等、現行の特例措置を一層拡充することを要望する。

同時に、わが国産業の活力の再生を速やかに実現するという同法の目的を達成するため、事業再構築計画等の認定を受けた事業者に対して債務免除が行われた場合、債務免除益に係る課税を繰り延べる等債務免除益に係る課税の特例を創設することや、事業再構築計画等の認定を受けた事業者において資産の再評価が行われた場合、当該再評価に係る評価損の損金算入を認めること等の措置を新たに講ずることを要望する。

(3) 合理的な再建計画に基づいて行う企業再生において、不動産の譲渡に係る登録免許税および不動産取得税を軽減すること。現物出資を行う場合における不動産の所有権の移転登記に係る登録免許税を軽減すること。

産業の再生は、わが国経済の喫緊の課題であり、わが国金融機関も企業再生の過程において、積極的な役割を果たすことが求められている。

しかしながら、企業が合理的な再建計画に基づき再生を図る場合においても、不動産の譲渡については登録免許税および不動産取得税が課せられる。また、企業が合理的な再建計画に基づき現物出資を行う場合における不動産の所有権の移転については、一定の要件を満たせば不動産取得税は非課税となるが、その場合であっても登録免許税は課税される。これらはいずれも、企業の円滑な再生を阻害している。

企業の再生を円滑に実施し、ひいてはわが国産業の速やかな再生を支援するため、合理的な再建計画に基づくことを条件に、登録免許税および不動産取得税を軽減することを要望する。

(4) 不良債権処理に係る税務上の取扱いを見直すこと。

不良債権処理に係る税務上の取扱いについては、平成10年に債権放棄に関する基本通達の改正が行われるなど、これまでも適宜その見直し・明確化が図られているところである。しかしながら、今後、金融機関が不良債権の最終処理をさらに迅速に進めていくうえでは、直接償却要件などの税務上の取扱いの見直し・明確化や税務相談体制の一層の整備などを行うことを要望する。

特に、担保物のある場合に、その処分を直接償却の要件としている点を見直し、担保処分前であっても、回収見込額を控除した残額の直接償却が出来る仕組みを設けることが必要である。また、あわせて、全額の直接償却が認められる、いわゆる実質的無担保に関する判定の基準について明確化することが必要である。

2. 金融・資本市場および産業の活性化

わが国経済の喫緊の課題は、デフレからの脱却や経済の活性化である。そのためには、金融・資本市場および産業の活性化を税制面から後押しすることが必要である。

具体的には、株式税制の更なる見直し等による株式投資促進や証券決済システムの整備、確定拠出年金制度の拡充等により、金融・資本市場を活性化させるほか、土地税制の見直しや資産流動化に係る税制措置の拡充、住宅投資促進に資する税制措置の拡充および研究開発・設備投資減税等により、不動産等投資促進を通じた産業の活性化の実現が必要である。

〔株式投資促進等を通じた金融・資本市場の活性化〕

- (1) 株式税制等について、
株式等譲渡益課税について、一定の要件の下、非課税とすること。
株式投資信託について、損益通算および損失繰越の制度を創設すること。
平成13年10月1日以降の株式交換・株式移転によって新株を取得した株主に対しても、上場株式等の取得費の特例等の適用を認めること。

経済の活性化のためには、わが国の金融システムは、価格メカニズムの下でリスクが適切に管理・配分される市場機能を中核としたものとなっていくことが必要である。しかしながら、現状のわが国証券市場は、実体経済の停滞もその背景にあるとはいえ、依然として活力に乏しく、わが国金融システムの将来を担うに十分とは言えないのが実情である。

こうしたことから、小泉内閣は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）において、「預貯金中心の貯蓄優遇から株式・投信などへの投資優遇への金融のあり方の転換」を掲げており、今こそ、この転換を大胆に進めることが求められている。

このため、広く一般の国民が、長期・安定的な資産運用を図ることが可能な場として、証券市場の健全な発展を図るべく、個人投資家の市場参加のための環境整備を行うとともに、税制面においても、昨年を上回る、思い切った措置が講じられることが必要である。

具体的には、株価低迷期の臨時的な措置として、株式等譲渡益課税について、例えば、当分の間、大幅な非課税措置（申告不要）を講じる、あるいは、例えば、長期保有者に対する優遇措置として、現在保有、今後購入の如何を問わず、平成19年末以降も継続保有される株式等については、平成19年末時点での値上がり益相当額を非課税とする（平成19年末時点での株価を新取得価格とみなす）等の、大胆で、個人投資家に分かりやすい措置を講じることを要望する。

また、株式投資信託について、現行の源泉徴収制度の基本的枠組みを維持しつつ、株式に準じて、損益通算および損失繰越の制度を創設することを要望する。

さらに、明年1月1日からのいわゆる新証券税制において、平成13年10月1日以降の金銭の交付がない株式交換・株式移転によって新株を取得した株主に対しても、一定の合併等の場合と同様に、上場株式等の取得費の特例および1年超保有の上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例が適用されることを要望する。

(2) 証券決済システム改革法施行に伴い、公社債利子等に係る課税を見直すこと。具体的には、

国内事業法人が受け取る公社債の利子について、源泉徴収を免除すること。

非居住者等の受け取る国債以外の振替制度を利用した公社債の利子について、国債と同様、非課税措置を設けること。また、非居住者等が保有するTB・FBの償還差益に対する非課税要件を拡充すること。あわせて、非居住者等に対する振替国債の利子非課税制度を改善すること。加入者保護信託に対する負担金等の損金算入等を認めること。

証券取引清算機関を源泉徴収不適用機関とすること。

先の通常国会において、「証券決済システム改革法」が成立し、平成15年1月に施行されることとなった。

これにより、社債、国債等について、券面を必要としない新たな振替制度の整備、より効率的な清算機関制度の整備が行われ、決済の迅速化、確実化等の面で、先進諸外国に引けを取らない証券市場が整備されることとなる。

こうした市場の整備にあわせて、公社債利子等に係る課税についても、取引の円滑化に資するよう、見直すことが必要である。

現状、国内事業法人の受け取る公社債の利子に源泉徴収が行われていることから、わが国の公社債市場が、事業法人向けの課税玉市場と、金融機関や非課税法人向けの非課税玉市場とに事実上分断され、円滑な売買が阻害されている。こうした状況を改善するため、少なくとも、券面を必要としない振替公社債については、国内事業法人の受け取る利子に係る源泉徴収を免除することを要望する。

また、現在は、振替国債（一括登録国債）に限定されている非居住者等に係る利子非課税制度を、わが国証券市場の活性化と国際化を進める観点から、国債以外の振替公社債にまで拡充することを要望する。同様の趣旨から、非居住者等が保有するTB・FBの償還差益について、日本国内の金融機関を通じて保有している場合に認められている非課税措置を、海外の適格外国仲介業者(グローバル・カストディアン)を通じて保有している場合についても適用するこ

とを要望する。あわせて、現在の非居住者等に対する振替国債の利子非課税制度についても、日本国内の金融機関（サブ・カストディアン）に対して、海外の適格外国仲介業者と同様に、最終投資家である非居住者等の別に帳簿の記載を行うことを義務づけている等、欧米の制度に比べて事務が著しく煩雑となっているので、その改善を要望する。

この他、「証券決済システム改革法」により、投資家保護のため導入される「加入者保護信託」の制度に関して、同信託の公益性に鑑み、口座管理機関等が支払う負担金については、損金算入の対象とすることを要望する。また、同負担金および財団法人証券保管振替機構の残余財産の受入れならびに信託財産の運用について非課税措置を講じること、補償金の受取りについて補償対象債権に係る有価証券の譲渡があったものとみなして取り扱うことを要望する。

同じく「証券決済システム改革法」により新たに設けられる「証券取引清算機関」については、公社債に関する清算業務が円滑に行えるよう、その業務に関連して受け取る公社債の利子に関して、源泉徴収を不適用とすることを要望する。

(3) 確定拠出年金税制について、

確定拠出年金に係る退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃すること。少なくとも、課税停止措置の適用期限（平成15年3月末）を延長すること。

確定拠出年金の拠出限度額を引き上げるとともに、マッチング拠出を認めること。

高齢化社会における自助努力による老後の生活保障を図る観点から、公的年金を補完するものとして、確定拠出年金は大変重要である。

また、昨今は、厚生年金基金の解散が急増するなど、既存の企業年金を取り巻く環境にも厳しいものがある。

こうしたことから、確定拠出年金に係る税制は、欧米における同種の年金と同様に、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本として、十分な優遇措置が講じられるべきものであり、現在、課税が停止されている退職年金等積立金に対する特別法人税については、これを撤廃するか、少なくとも、課税の停止措置を延長することを要望する。

また、老後に必要とされる生活資金の水準や、確定給付年金制度に拠出限度額が設けられていないなど、企業年金実施事業所との公平等を勘案し、確定拠出年金の拠出限度額を大幅に引き上げることが必要である。

この場合、少なくとも、企業年金を実施していない企業の従業員が個人型年金に加入する場合の拠出限度額（現行年額18万円）については、企業型年金に加入した場合の拠出限度額（現行年額43万2千円）まで引き上げることが必要である。

また、この拠出限度額の引上げとともに、老後に必要な資金を自助努力により用意する観点から、企業型年金加入者に、個人による追加拠出(いわゆる「マッチング拠出」)を認めることを要望する。

〔不動産等投資促進を通じた産業の活性化〕

- (4) 土地税制について、
不動産取得税・登録免許税の負担水準の軽減を図ること。
固定資産税の課税方法を地価動向と整合性のとれたものに見直すこと。
個人の長期保有土地の譲渡益課税に係る税率を株式譲渡益課税並みの税率とすること。
特別土地保有税、地価税および法人の土地譲渡に係る重課制度を廃止すること。

デフレ脱却・経済活性化の観点から、土地取引の活性化を図ることが必要である。こうしたことから、課税の趣旨が妥当なものか、また、納税者の負担が適正なものかといった観点から、土地の取得・保有・譲渡に係る課税のあり方を総合的に見直すことが急務である。

まず、不動産取得税・登録免許税については、現状、課税の根拠である不動産取引の背後の担税力が乏しいばかりでなく、評価額の引上げにより過大な負担が生じており、その軽減を要望する。

また、固定資産税については、地価が下落するなかで税収は増加傾向を続けるなど、その課税のあり方が納税者にとって理解しづらいものとなっている。

このほか、個人の長期保有土地の譲渡益課税に係る税率については、株式譲渡益課税の税率が引き下げられたことから、資産間の課税の権衡の観点から同様に引き下げることがを要望する。

また、地価高騰の抑制を図るために導入された特別土地保有税、地価税、法人の土地譲渡に係る重課制度については、地価が大きく下落した現在、もはやその意義を喪失していることから、廃止することを要望する。

- (5) 不動産等の資産流動化に係る税制措置の拡充として、
SPC等の不動産取得に係る不動産取得税等を非課税とすること、少なくとも現行の不動産取得税の軽減措置・特別土地保有税の非課税措置の適用期限（15年3月末）を延長すること。
SPC等が支払う利益配当について、損金算入が認められる要件を緩和すること。

資産流動化はリスク分散・管理のための極めて有力な手段であると同時に、一般企業や投資家に対しても多様な資金調達手段や投資商品の選択肢を提供するものである。こうした観点から、平成10年9月からいわゆるSPC法が施行され、さらに平成12年5月に、SPC法および投信法の改正が行われた。また税制面においても、平成13年度税制改正において、SPC等による不動産取得

に係る税について軽減措置が講じられ、うち不動産取得税については15年3月末までの時限措置として軽減措置、特別土地保有税については同じく非課税措置が講じられている。また、配当可能所得の90%超を配当する等の要件を満たす場合、当該配当を損金算入する規定の整備が図られた。

しかしながら、流動化資産の受け皿にすぎないSPC等に担税力はなく、課税はただちにこれらの発行する証券の利回り低下をもたらし、資産の流動化を阻害する。経済活性化の観点から、不動産の流動化促進が求められるなか、SPC等の税負担は極力軽減されることが必要である。

したがって、SPC等の不動産取得に係る不動産取得税等を非課税とすること、少なくとも現行の不動産取得税の軽減措置および特別土地保有税の非課税措置の適用期限（平成15年3月末）を延長することを要望する。

また、利益配当について損金算入が認められる要件について、例えば事後的に配当が配当可能所得の90%以下となった場合の宥恕措置を導入する等、一層の緩和措置を講じることを要望する。

**(6) 住宅投資の促進に資する税制措置を拡充すること。具体的には、
現行の住宅借入金等の特別控除制度を拡充すること。
住宅借入金の利息に係る所得控除制度の創設を検討すること。
住宅取得資金等に係る贈与税の特例措置を拡充すること。**

住宅は、国民の重要かつ基盤となる資産であり、量的充足に目途が立った現状、質的向上、すなわち「ゆとりのある住宅」が求められている。さらには、住宅投資はGDPの4%を占め、住宅投資の拡大に伴う経済活性化の効果という点で、現下の喫緊の課題であるデフレ対策の観点からも、その促進が求められている。

こうしたことから、現行の住宅借入金等の特別控除制度を拡充すべきである。

具体的には、税額控除率（現行1%）を引き上げること、控除期間10年の適用期限（平成15年12月末）を延長すること、借入期間要件（現行10年以上）を短縮すること、転勤者が再び居住の用に供した場合にも適用を認めること、等の措置を講じることを要望する。

また、今後の住宅取得促進税制の恒久化等を視野に入れて、住宅借入金の利息に係る所得控除制度の創設を検討すべきである。

これらに加えて、「ゆとりのある住宅」を真に必要とする世代が、円滑に住宅を取得・保有できる環境を整備することが必要であり、住宅取得資金等に係る贈与税の特例措置を拡充すべきである。

具体的には、現行550万円の非課税限度額（基礎控除）を大幅に引き上げるとともに、現行1200万円の受贈者の所得要件を、住宅借入金等の特別控除制度の所得要件と同じ水準（3000万円）にまで引き上げる、等の措置を講じることを要望する。

(7) 試験研究税制について、試験研究費総額の一定割合を税額控除する制度を創設すること。

また、投資効果の見込まれる分野について、加速度償却制度を幅広く導入する等、減価償却制度を見直す措置を講じること。

わが国では、現状、企業の研究開発を支援するべく、試験研究費の過年度比増加分の一定割合を税額控除する制度のみが講じられている。一方、米国では、同様の制度に加え、試験研究費総額の一定割合の税額控除制度が講じられており、わが国の制度は大きく見劣りする。

わが国産業の国際競争力を強化し、経済回復への足取りを確かなものとするために、試験研究費総額の一定割合を税額控除する制度の創設を要望する。

また、わが国経済の活性化を図る観点から、投資効果の見込まれる分野について加速度償却制度を幅広く導入する、あるいは、機械・設備等の資産に係る耐用年数の短縮を図る等、企業の設備投資促進に資する税制措置を拡充することを要望する。

3 . 適切な経営環境の確保

わが国金融機関は、厳しい経済情勢のもと、経営の効率性を追求し、国際的競争力を維持・強化していくために、合併・統合等の組織再編を通じた経営体力強化を図っている。しかしながら、子会社等も含めた組織再編の過程において、多大な税負担が発生するなど、円滑な組織再編を進めるうえでの障害は依然多く、円滑な組織再編に中立的な税制の実現が、適切な経営環境確保のための重要な前提となる。その意味で、これらの視点を盛り込んで、合併・統合等の組織再編を支援するための税制の整備が期待される。

また、地方税において、法人事業税に対する外形標準課税の導入が検討課題とされている。しかしながら、現下の経済情勢における外形標準課税の導入は、わが国経済に一層のデフレ効果をもたらすおそれがあり、景気や企業収益の回復にとって悪影響を及ぼすと言わざるを得ない。

(1) 金融機関の組織再編に係る税制を見直すこと。具体的には、金融機関が会社分割・合併等を行った場合における（根）抵当権の移転に係る登録免許税を非課税とすること。少なくとも、会社分割を行った場合における登録免許税を、合併を行った場合と同等とすること。適格合併に係る株式継続保有要件を一部見直すこと。

わが国金融機関は、経営体力の強化、グループの競争力向上等のため、会社分割・合併等による統合・再編を積極的に行っているが、こうした組織再編を行った際には、企業側にとっては単なる組織再編であっても、税法上の規定により多額の税負担が発生する場合がある。このため、会社分割・合併等を行った場合における（根）抵当権の移転に係る登録免許税を非課税とすること、および、適格合併に係る株式継続保有要件の見直しを行うこと、が必要である。

まず、銀行等の金融機関は、その業務の性質上、膨大な件数・金額の（根）抵当を設定しているが、こうした（根）抵当権者である金融機関が会社分割・合併を行った際には、（根）抵当権の移転のため多額の登録免許税負担が発生する。今後、会社分割・合併等の組織再編が更に活発化することが予想されるなかで、こうした登録免許税の負担は円滑な組織再編を阻害しかねない。また、この点は、銀行の子会社等である住宅ローン保証会社においても同様である。したがって、こうした金融機関の組織再編の円滑化の観点から、登録免許税の非課税化が必要であり、少なくとも会社分割について講じられている現行の軽減措置を拡充し、会社分割についても合併と同等とすることを要望する。

また、平成13年度税制改正において企業組織再編税制が整備され、わが国企業が組織再編を円滑に行うことが可能となった。しかしながら、法人税法に規

定される「共同事業を営むための合併」については、いわゆる「株式継続保有要件」が課されており、同要件は、銀行の子会社が合併後に銀行の兄弟会社、すなわち銀行持株会社の子会社となることを妨げる面がある。銀行が合併後の子会社の株式を、100%親会社である銀行持株会社に譲渡しても、譲渡の前後で子会社に対する実質的な支配が継続していることは明らかである。したがって、銀行持株会社グループの円滑な組織再編を実現する観点から、こうした点を改正することを要望する。

**(2) 連結納税制度について、
連結付加税を撤廃すること。
連結納税グループへの子会社の新規加入時の資産の時価評価について、円滑な金融再編を阻害しないよう措置すること。**

平成14年度税制改正において、わが国企業の円滑な組織再編に対応し、経済構造改革に資することを目的として、連結納税制度が創設された。

わが国金融機関は、現在、本格的なグループ経営の時代に突入しており、グループとしての競争力強化のためには、経済環境の変化に応じて組織形態を柔軟に変更し、経営資源を効率的に活用することが不可欠である。この意味で連結納税制度が創設されたことは、金融機関にとっても、経営の効率性向上、国際的競争力の維持・強化のため意義あることである。

しかしながら、連結納税制度の採用に当たっては、いくつか障害となる規定があることから、金融機関をはじめ多くの企業が同制度の採用を見送る見通しである。具体的には、連結付加税が課せられることをはじめ、連結納税グループへの子会社の新規加入時の資産の時価評価が原則とされていること等が、連結納税制度採用の障害となっている。したがって、連結付加税を撤廃する、

子会社の新規加入時の資産の時価評価について、円滑な金融再編を阻害しないよう措置する、といった制度の見直しを要望する。

**(3) 外国税額控除制度について、
外国税額控除の繰越控除限度額（余裕額）および繰越控除対象外国法人税額（限度超過額）の繰越期間を少なくとも5年に延長すること。
間接外国税額控除の対象を曾孫会社以下まで拡大すること。**

海外拠点の新設、統廃合、企業買収・売却等が積極的に行われるなか、外国税額控除制度は、国際的な二重課税を排除する制度として重要な役割を果たしている。

昨今では、わが国金融機関においても、事業再構築の一環として、海外子会社の売却等が進められており、海外において売却益が発生するケースも生じて

いる。しかしながら、わが国の現行の外国税額控除制度においては、控除限度額等の繰越期間が3年とされていること等から、部分的に国際的な二重課税が発生するケースが生じている。

また、組織再編の一環として、海外において従来の事業持株会社の上位にさらに持株会社（子会社）を設立し、その結果、事業持株会社傘下で実際に事業を行う会社の形態が、従来の孫会社から曾孫会社に変更になる事例も発生している。しかしながら、曾孫会社は間接税額控除の対象とならず、国際的な二重課税を回避できないという問題が生じている。

したがって、外国税額控除の余裕額および限度超過額の繰越期間を少なくとも5年に延長するとともに、間接税額控除の対象を曾孫会社以下まで拡大することを要望する。

**(4) 地方税（法人事業税）において、
現下の経済情勢等に鑑み、外形標準課税を導入しないこと。
地方税法第72条の19を廃止すること。**

現下の厳しい経済情勢のもとで、約7割の法人が欠損法人であり、これが結果として法人事業税の減収を招いていることから、昨今、法人事業税への外形標準課税の導入が検討されている。

しかしながら、現下の経済情勢のもとで外形標準課税を導入することは、むしろわが国経済に一層のデフレ効果をもたらし、景気や企業収益の回復にとって悪影響を及ぼすと言わざるを得ない。また、新税の導入には納税者の理解を得ることが重要であるが、未だ経済界との合意形成がなされたとは言い難い状況にある。

したがって、外形標準課税の導入については、歳出の合理化に向けた取組みや、国・地方の関係の見直し等を含めた幅広い取組みを前提として、経済界との合意形成に向けて、引続き十分に議論を尽くすべきであり、決して、早急な導入は行うべきではない。

現在検討されている具体的内容を見ても、資本割は、事業規模を表す適切な指標と言えず、自己資本の充実や近年急速に進んでいる組織再編を阻害するおそれ大きい等の問題がある。また、付加価値割は、実質的な賃金課税との指摘があるように、雇用の維持・拡大に悪影響を及ぼす懸念がある。

また、平成12年には、東京都と大阪府において、地方税法第72条の19を根拠にできるとの考慮に基づき、銀行業等に対する外形標準課税を導入する条例が相次いで成立した。東京都については、平成12年度より課税が行われており、大阪府についても、平成13年度より課税が行われることとなった。

これらの条例については、課税対象となった銀行の多くが、東京都、大阪府等を相手に、条例が憲法・地方税法に違反するとして行政事件訴訟を提訴し、現在係属中である。これに対し、本年3月には東京地方裁判所において東京都

の条例を無効とする判決が下され、5月には大阪府で課税を1年間先送りする改正案が成立したところである。また、これらの条例は、公平・中立等の租税原則に反するのみならず、金融システム安定化や金融市場の活性化等、国がこれまで進めてきた政策との整合性を欠くなど、多くの問題点が指摘されており、同様の趣旨の閣議口頭了解も行われている。

今回の東京都、大阪府の条例の根拠として主張される地方税法第72条の19については、今日においては、むしろ多くの問題、弊害をもたらしていると言わざるを得ず、早期に廃止することを要望する。

4 . 金融商品・取引に対する課税の適正化

金融取引を含む各種の経済取引等には、登録免許税や印紙税等の流通税が課される場合がある。本来軽微であるべきこうした流通税の負担が、デフレの進行等ゆえに経済活動の実態に比して重くなると、こうした経済取引等を阻害し、経済の活性化に悪影響を及ぼすおそれがある。

わが国金融機関は、国民の資産をより有利に、効率的に運用することが期待されており、金融資産が多様化するなかで、利用者においては、今後、税を含めた収益性や取引コストを一層重視するようになることが予想される。したがって、金融資産・取引に対する課税は、各種金融資産・取引間における課税上の権衡を確保し、税制が円滑かつ合理的な資産選択の妨げとならないことが重要である。

また、わが国金融・資本市場の活性化のためには国際的な金融取引を推進するための制度の整備が必要であり、税制面においてもこれを支援することが必要である。

(1) 登録免許税の税率をその手数料的な性格から低額の定額税率とする等、経済活性化の観点から軽減・簡素化すること。

現行の登録免許税は、手数料的な性格を持つ流通税であるにもかかわらず負担が極めて重く、わが国経済の構造改革のために必要な企業の組織再編や不動産取引等の経済取引を抑制し、経済の活性化を阻害している面がある。

なかでも組織再編時の所有権や抵当権の移転登記は、単なる名義変更に近い、登記行為の背後に担税力のある取引は存在しない。特に業務の性格上多額の自己資本と貸出債権を有する金融機関は、競争力強化や経営効率化などの観点から組織再編等を行おうとすると、増資や抵当権移転などの面で多額の登録免許税負担が発生するという問題を抱えており、場合によってはその税負担が大き過ぎるために再編自体が実施できなくなるおそれもある。

与党3党の平成14年度税制改正大綱は、登録免許税について、「課税の趣旨、税負担の公平、地価・物価の動向、財政状況、税負担と不動産取引との関係、登記制度機能と登記の実態等を勘案し、平成15年度の固定資産税の評価替えにあわせ、手数料化の是非も含め、そのあり方の包括的な見直しに向け検討を進める」としており、見直しは喫緊の課題である。

したがって、組織再編や不動産取引等を活性化する観点からも、登録免許税が持つ手数料的な性格を重視する形で、低額の定額税率とする等、税率構造を大幅に見直すことを要望する。

(2) 印紙税の軽減・簡素化を図ること。

印紙税は、本来軽微であるべき流通税としては極めて高い税率となっており、金融取引に悪影響を及ぼさないよう、その整理、簡素化を図るべきである。

また、郵便貯金や政府系金融機関に関する書類（通帳、証書、受領書等）に対しては印紙税が課されておらず、民間金融機関との間に大きな不権衡が生じている。早急に格差是正を図ることを要望する。

(3) 各種金融資産間の課税の実質的権衡を確保すること。

金融資産の多様化が進む現在、各種金融資産に対する課税のあり方は個人の貯蓄行動に大きな影響を与えており、郵便貯金をはじめ各種金融資産間の実質的権衡が確保されることが必要である。

課税のあり方を検討する際には、課税の方法の差が金融商品間の有利・不利につながることをないよう十分に配慮するよう要望する。

(4) 東京オフショア市場における源泉所得税免除措置を恒久化すること。

東京オフショア市場は、本邦金融市場の国際化、円の国際化の促進に資するものとして創設されたものであり、取引の自由度や利便性が海外の主要オフショア市場にできるだけ近いことが重要とされたことから、源泉所得税についても租税特別措置として免除措置がとられてきた。

わが国金融市場は、国際金融センターとして一層の発展が期待されている。そのためにも、東京オフショア市場において、将来にわたって源泉所得税を課さないことを明確化するため、現行の源泉所得税免除措置を恒久化することを要望する。

以 上